

特定非営利活動促進法第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人定款変更認証の申請がありましたので、同法第25条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告します。

令和元年7月2日

京都市長 門川 大作

1 申請に係る特定非営利活動法人の概要

(1) 名称

特定非営利活動法人コンシューマーズ京都（京都消団連）

(2) 代表者名

鯉江 賢光

(3) 主たる事務所の所在地

京都市中京区烏丸通二条下ル秋野々町529番地

(4) 定款に記載された目的

この法人は、消費者問題・暮らし・環境問題に関わる意識啓発・教育活動、情報提供、調査・研究ならびにそれに関わる提言とその実現をめざす活動をすすめることを通じて、消費者の権利の確立と消費者の保護及び環境の保全を図ることを目的とする。

2 申請年月日

令和元年6月25日

(文化市民局地域自治推進室)